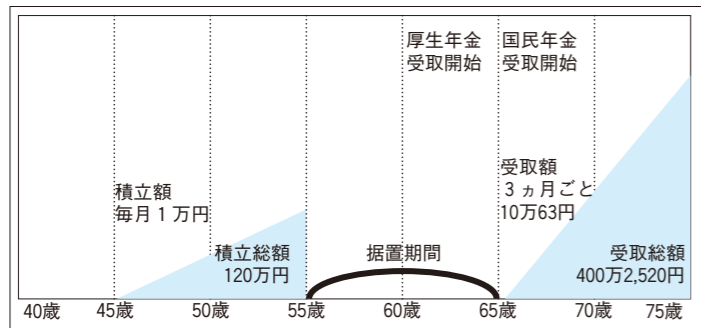


図表1 サンワ年金型預金（45歳・自営業の例）



満期時の1990年4月には元利合計額は2・19倍の657万円にまで膨らんだ。  
この1990年も高金利の年で、定額貯金の3年以上の金利は6・33%であった。定額貯金の預入限度額は700万円に引き上げられていたから、手持ちの資金を加えて700万円と

●**財形年金貯蓄制度**  
1982年10月に財形年金貯蓄制度が創設された背景には、

**教訓2**  
利子・投資非課税制度を活用すると運用効果が高い

し、2000年までの10年間再運用すると、元利合計額は税引後で約1184万円（郵貯非課税制度は1988年に原則廃止）、20年間で元本の300万円は約4倍になったのである。同じことは中期国債ファンドや長期公社債投信でもいえた。1980年代前半には、長期国債の利金を期日指定定期預金で運用する国債定期口座なども発売され好利回りを誇ったが、要は非課税対象商品を組み合わせた複利商品である。10年、20年、30年という長期投資には複利あるいは再投資型の商品が多く。高金利時にこれらの商品を活用できれば、株式等のリスク商品は必要なかったのである。

●**NISA**  
非課税制度ということでは、2014年1月からスタートしたNISA（少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の

高齡化の進展と公的年金制度に対する将来不安があった。この制度の創設により、給与所得者のリタイアメントプランニングは飛躍的に利便性を増すことになった。その後、1993年度の税制改正により非課税限度額は550万円（生命保険・損害保険については払込保険料等で385万円）に引き上げられて、今日に至っている。ただし、財形年金貯蓄制度は勤労者でないと利用できない点がデメリットである。また、財形年金の運用商品は各業態で取り扱っているが、公社債投信や株式投資コースは勤務先が採用していないと利用することができない。預貯金等ではゼロ金利下の今日では運用メリットに乏しいといえる。

**教訓3**  
リタイアメントプランの最大の敵はインフレ

1986年4月、新年金法が施行され、国民年金は全国民共通の基礎年金となった。これによりリタイアメントプランニングへの関心は高まったが、わが国経済はインフレーションの真っ只中にあった。法成立時の老齢基礎年金の満額支給額60万円は1年後の施行時には62万2800円に改訂されていた。1985年の物価上昇率は3・8%

非課税措置）がある。リタイアメントプランニングに活用する場合、30歳代、40歳代から株式投信等を積み立てる方法が考えられる。ETFやREITも利用できる。50歳代や60歳代であればまとまった資金で個別株投資に利用してもよい。サラリーマンであれば、財形年金で預貯金、NISAでリスク商品という使い分けもできる。

積立期間3年以上20年以内、据置・受取期間を合わせると30年にも及ぶ、当時の銀行としては画期的な商品であった（図表1）。その後、他の都銀や証券会社も追随することになるが、それまで老後資金設計といえば養老保険や個人年金保険を販売する生命保険会社、年金信託（適年・厚生年金基金・個人年金信託）を扱う信託銀行にゆだねられていた。そこに銀行が加わったのである。

**教訓1**  
高金利時には長期投資を20年で金融資産は4倍に

1980年4月に定額貯金に300万円を預けたとすると、

35年前といえは1980（昭和55）年である。この年の1月に野村証券から中期国債ファンドが発売された。3月には公定歩合が9%に引き上げられ、4月14日からは定額貯金の3年以上の金利が8%となり満期まで半年複利で10年預け入れた場合の年平均利回りは何と11・91%に達し、銀行や信用金庫の預貯金が次々と郵便局へとシフトしていった。実は、あまり知られていないが、この年の2月18日、個人預金の新商品開発では定評のあった三和銀行（現三菱東京UFJ銀行）が「サンワ年金型預金」を発売、4月末までの2ヵ月間で2万5000口座を販売した。

積立期間3年以上20年以内、据置・受取期間を合わせると30年にも及ぶ、当時の銀行としては画期的な商品であった（図表1）。その後、他の都銀や証券会社も追随することになるが、それまで老後資金設計といえば養老保険や個人年金保険を販売する生命保険会社、年金信託（適年・厚生年金基金・個人年金信託）を扱う信託銀行にゆだねられていた。そこに銀行が加わったのである。

# 検証と実践！ リタイアメント プランニング

わが国FP史に学ぶ  
世代別の提案のポイント

## リタイアメント プランニングの35年 〜過去から将来への視点

ファイナンシャル・プランナー 岡本英夫